平成２９年（フ）第１４１２号
大阪市東淀川区豊里６丁目19―14―30
破産者　株式会社イスト
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８２６号
大阪市中央区本町１丁目６番18号
破産者　株式会社キャスト・ゼロ
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１２１号
大阪府八尾市安中町３丁目５番14号
破産者　株式会社カレン
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３５５号
大阪市福島区海老江５丁目２番７号ニュー野田阪神ビル605号
破産者　野田興産株式会社
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５３７号
大阪府四條畷市岡山東３丁目５番16号
破産者　ユタカ包装産業株式会社
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６５６号
大阪市中央区谷町２丁目８番５号
破産者　株式会社キャスト
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７３７号
大阪市西区土佐堀１丁目１番６号
破産者　ボナフォルケッタ株式会社
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８４号
大阪市住之江区南港東１丁目４番30号
破産者　株式会社オートフレンドタキガワ
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６９号
堺市中区田園578番地
破産者　株式会社桝田設備工業所
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２５５号
堺市南区庭代台２丁４番32号
破産者　株式会社モリタカ
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５１７号
神戸市垂水区陸ノ町２番９号
破産者　株式会社Ｃａｒｏ
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００号
岡山県高梁市頼久寺町21番地１高梁市営頼久寺住宅17号、旧住所岡山県高梁市落合町阿部1824番地１エルディム蘭106号
破産者　森　　雅世（旧姓上田）
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８号
北海道斜里郡斜里町ウトロ東131番地
破産者　株式会社バザール知床
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
岩手県北上市さくら通り４丁目13番25号
破産者　有限会社インデュアホーム県南
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２６６号
東京都青梅市東青梅２丁目16番地の３メゾン・ド・トレゾール503号
破産者　萩原　弘子（旧姓武内）
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６８９号
東京都多摩市永山２丁目23番地の32サニーコート蔵201号
破産者　株式会社システム・ダ・ヴィンチ
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６９０号
東京都多摩市永山２丁目23番地の32サニーコート蔵201
破産者　渡邉　剛至
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２号
長野県岡谷市長地2307番地２
破産者　有限会社北商工
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第８号
兵庫県宍粟市一宮町東河内788番地１
破産者　有限会社フリーポケット
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第８号
新潟県上越市南城町１丁目４－６　ファインラウムＫ201号、開始決定時の住所兵庫県美方郡香美町村岡区大笹1149番地
破産者　西村　信雄
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第９号
新潟県上越市南城町１丁目４－６　ファインラウムＫ201号、開始決定時の住所兵庫県美方郡香美町村岡区大笹1149番地
破産者　西村　厚美
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係